

令和7年度第1回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会

日時 令和7年8月21日（木）

午前10時から

会場 山形市庁舎11階 大会議室

次 第

1 開 会

2 自己紹介

3 会長選出

4 会長あいさつ

5 報 告

（1）山形市障がい者自立支援協議会について・・・・・・・・・・資料1

（2）令和6年度の活動実績について・・・・・・・・・・資料2

（3）山形市の障がい福祉について・・・・・・・・・・資料3

（4）山形市障がい福祉計画（第7期計画）及び

山形市障がい児福祉計画（第3期計画）の中間報告・・・・・・・・資料4

（5）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について・・資料5

（6）山形市基幹相談支援センターについて・・・・・・・・・・資料6

（7）地域課題について・・・・・・・・・・資料7

6 協 議

（1）令和7年度事業計画について・・・・・・・・・・資料8

7 そ の 他

8 閉 会

山形市障がい者自立支援協議会について

1 目的

障がい者の地域生活を、関係機関（障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等）が協働して支援していくための協議を行う。また、相談支援事業（※）の検証や困難ケースの検討等を行う。

（※）相談支援事業とは

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う事業所などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

2 委員構成

専門分野の関係機関、団体の委員、障がい者等及びその家族等 計 19 名
(うち当事者家族 3 名)

3 協議会の構成

定例協議会、専門部会、事務局会議、ネットワーク会議

4 各会議の機能・役割

- ・定例協議会・・・協議会の中心となる会議。委員と事務局で構成。
- ・専門部会・・・各専門分野で課題を協議。
 - ①相談支援、②就労支援、③保健・医療、④生活支援、
⑤こども、⑥安心生活 の 6 分野
- ・事務局会議・・・運営及び各会議の調整等を行う。市と委託相談支援事業所で構成。
- ・ネットワーク会議・・・定例協議会、専門部会の枠組みを超えた幅広いネットワークによる情報交換や研修会等が必要な場合に開催

5 協議の内容

(1) 次に掲げる相談支援事業の確認、検証を行う。

①山形市が委託している相談支援事業

必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助等

②特定相談支援事業

障がい福祉サービス等利用計画の作成、定期的な検証、サービス事業者との調整

③障がい児相談支援事業

障がい児通所支援の利用計画の作成、定期的な検証、サービス事業者との調整

(2) 専門部会議等で抽出された、対応が難しい個別ケースへの支援のあり方の協議

(3) 地域の課題に関する情報の共有、地域で必要とされる新たな資源の検討

(4) その他、障がい児・者の福祉が増進されるような協議を行います。

山形市

設置

山形市障がい者自立協議会

〈定例協議会〉

【役割】

- ・ 定例的に開催する協議の場。
- ・ 協議会全体の計画、実績、方向性等についての確認、協議。
- ・ 個別支援会議、事務局会議、専門部会等を通じて抽出した情報や課題の整理・分析及び協議。

【活動】

- ・ 年2～3回の開催。

〈ネットワーク会議〉

- ・ 協議会と事業所、障がい者団体、他相談機関の意見・情報交換、研修会等を行う。
- ・ 必要に応じ柔軟に開催。

〈事務局会議〉

【役割】

- ・ 協議会の運営全般。
- ・ 定例協議会、専門部会との連携・連絡。

【活動】

- ・ 毎月の開催。
- ・ 課題の抽出・整理、各部会への協議事項の割り振り。
- ・ 各部会から報告された課題の整理、集約。

〈専門部会〉 6部会

【役割】

- ・ 地域の実情や緊急性に応じて課題別に設置
- ・ 協議の内容及び結果を定例協議会に報告。
- ・ 新設、廃止は定例協議会に諮る。

【各専門部会】

相談支援

就労支援

保健・医療

生活支援

こども

安心生活

【活動】

- ・ 地域の抱えた課題について、課題ごとの地域の関係者が集まり、議論を深める。
- ・ 専門部会ごとに定期的に開催。

山形市障がい者自立支援協議会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、この市に山形市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 山形市における相談支援事業（山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年市規則第60号）第33条第1項第2号に規定する相談支援事業をいう。以下同じ。）、特定相談支援事業（法第5条第16項に規定する特定相談支援事業をいう。）及び障害児相談支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業をいう。）の実施状況の確認及び検証に関すること。
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携の構築に関すること。
- (4) 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい者虐待の防止その他の権利擁護に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉の増進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等の中から選出した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会に事務局を置き、山形市及び山形市から相談支援事業の業務を受託した者をもって

組織する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、定例協議会、専門部会、事務局会議及びネットワーク会議とする。

- 2 定例協議会は、協議会全体の計画、実績、方向性の確認、協議等を行うものとする。
- 3 専門部会は、特定の分野について集中的に協議等を行い、その内容及び結果を定例協議会に報告するものとする。
- 4 事務局会議は、地域における課題の集約、定例協議会及び専門部会の協議事項の調整を行うものとする。
- 5 ネットワーク会議は、協議会と障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等との意見、情報等の交換を行うものとする。
- 6 会議は、会長が招集し、会長は、第3項に規定する定例協議会の議長となる。
- 7 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第5条 会議に出席する者は、会議において取り扱う個人情報の保護について十分留意しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は同日以後における最初の定例協議会の開催の日が属する月の初日から、同条第3項から第5項までの規定は同日以後における最初の定例協議会の開催の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項の規定による改正前の山形市相談支援事業実施要綱第6条の規定により設置されている山形市地域自立支援協議会の委員は、前項ただし書に規定する第3条第2項の規定の施行の日までの間は、第3条第1項の規定により選出された委員であるものとみなす。

(山形市相談支援事業実施要綱の一部改正)

- 3 山形市相談支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(山形市障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱の一部改正)

- 4 山形市障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱（平成24年9月25日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「山形市地域自立支援協議会」を「山形市障がい者自立支援協議会」に改める。

第7条第1項中「山形市福祉推進部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。）」を「山形市福祉推進部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）」に改め、同条第2項中「生活福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和 6 年度活動実績について

○定例協議会

回数	実施日	内容
第 1 回	R6. 8. 22	・ 山形市自立支援協議会について ・ 令和 5 年度の活動実績について ・ 山形市の障がい福祉について ・ 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の実績報告 ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ （仮称）山形市第 5 次障がい者基本計画の策定等について ・ 山形市第 4 次障がい者基本計画の実施状況について ・ 令和 6 年度事業計画について ・ （仮称）山形市第 5 次障がい者基本計画の骨子案について
第 2 回	R6. 11. 29	・ 令和 6 年度活動実績について ・ 山形市第 5 次障がい者基本計画の策定状況について ・ 山形市第 5 次障がい者基本計画（案）について

○事務局会議

回数	実施日	内容
1 2 回	毎月 1 回	・ 月々の相談支援事業の報告 ・ 専門部会の経過報告 ・ 定例協議会に諮るべき事項の提案 ・ 障がい福祉サービス事業所ガイドの作成 ・ 山形市公式ホームページへ山形市障がい者自立支援協議会に関する情報を掲載 ・ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討

会議名	事務局会議
内容	基幹相談支援センターに関する整理・検討
実施日	R6. 12. 18、R7. 1. 15、R7. 2. 12、R7. 3. 19
出席者	山形市障がい福祉課及び山形市委託相談支援事業所
目的	令和 7 年度より設置する山形市基幹相談支援センターについて、求める機能や今後の展望を協議する。
今後に向けて	令和 7 年 4 月 1 日より山形市基幹相談支援センターを設置。 センターの機能等について引き続き協議していく。

○専門部会

1 相談支援部会

会議名	相談支援部会
内容	相談支援体制の強化、受け入れ情報の共有、研修参加報告、部会活動報告、グループスーパービジョンの調整、関係機関との連携、緊急対応ケースの共有・検討、新規事業所の紹介、その他情報交換
実施日	毎月1回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	相談支援事業所間で連携し、断らない相談支援体制を作る。
主な意見	・月に1度情報共有や意見交換を継続して行う。
今後に向けて	・断らない相談支援体制作りのため関係機関や他部会との連携を継続して行う。 ・基幹相談の役割などについて整理しながら体制を強化していく。

会議名	個別事例研修会（グループスーパービジョン）
内容	個別事例を用いたグループワークを行い、事例提供者への気づきを促す
実施日	毎月3回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課 ※上記出席者を3グループに分けて実施
課題・目的	輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて、全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイディアを出し、気づきを促して事例に活かす。
主な意見	・事例提供者は参加者からのアイディアを貰うことで、ストレングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。 ・事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かす事が出来る。
今後に向けて	今後はグループをさらに小グループにすることで意見を出しやすいようにする。

会議名	高齢分野との連携推進のための合同研修会
内容	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター及び相談支援事業所で研修会を開催
実施日	R6.6.20
出席者	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター、相談支援事業所
課題・目的	地域包括支援センター、相談支援事業所の役割について共有し、現状の課題などをグループワークで情報共有した。
主な意見	・互いの制度の基本的な部分をあらためて知る機会になりよかった。 ・顔の見えるつながりを持つ機会となった。
今後に向けて	検討したい課題等に応じて、随時開催を検討していく。

2 就労支援部会

会議名等	就労継続支援B型事業所幹事会
内容	就労B型事業所幹事7カ所選出し、工賃向上のための取組みとしてできることや実施していくことについて。
実施日	第1回 R6.7.5、第2回 R7.1.9
参加者	就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課計14名
課題・目的	工賃向上のための意見交換
主な意見	・アンケート調査を行う。 ・幹事事業所以外のB型事業所にもアンケート内容を共有し、情報交換・意見交換を行う場を作る。
今後に向けて	・意見交換の場が出た様々な課題の検討と実施に向けた意見交換。 ・意見交換や情報共有の場を継続して行くなど主体的な取組みの仕組み作り。

会議名等	就労継続支援B型事業所による販売会
内容	N T T 東日本山形支店において就労継続支援B型事業所による社員向け販売会の開催
実施日	R7.1.17
参加者	就労継続支援B型事業所 計5事業所
課題・目的	工賃向上のための販売促進
主な意見	事前に販売する商品リストをN T T 東日本山形支店に送付し、周知を行った。 新聞やテレビなどメディアの取材もあり、福祉的な就労の場での取組みを知ってもらう機会となった。
今後に向けて	市内全ての就労継続支援B型事業所に打診し5事業所が参加した。 就労継続支援B型事業が主体的に取り仕切っていく体制づくり。

会議名等	就労継続支援B型事業所意見交換・情報共有の会
内容	令和6年10月に就労継続支援B型事業所の就労の現状や工賃向上に向けた取組みを把握するため、実施したアンケート調査の結果を共有し、工賃向上のための具体的な取組みや支援体制について検討し、情報共有・意見交換を行った。
実施日	R7.2.21
参加者	就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課計38名
課題・目的	工賃向上のための情報許攸・意見交換
主な意見	・アンケート調査の結果の周知。 ・色々な機関を巻き込んで山形市の就労事業所を盛り上げ、一事業所では難しいが、みんなでアイディア出しながら今後も検討の場を継続していきたい。

今後に向けて	・ B型事業所の現状の確認、アンケート結果から見える課題の検討。 ・ 意見交換の場で出た様々な課題の検討と実施。 ・ 意見交換や情報共有の場を継続して行くなど主体的な取組みの仕組み作り。
--------	---

会議名等	福祉的就労や就労支援の内容、関係機関の役割や連携についての説明会
内容	一般企業に向けて、福祉的就労や就労支援の内容、関係機関の役割や連携について理解してもらう機会を設け、障害者雇用の促進を図ることを目的に、高齢障害者雇用支援機構主催の障害者雇用納付金制度説明会時に就労移行支援事業所から説明を行った。
実施日	R7. 3. 10、11
出席者	高齢障害者雇用支援機構、障がい者雇用率の未達成の企業、就労移行支援事業所 1 事業所
課題・目的	障がい者雇用の促進（一般就労への移行）、工賃向上のための販売促進
主な意見	・ 障がい者雇用率の未達成の企業に対し、就労支援について周知する機会となった。 ・ 障がい者雇用率の未達成の企業やこれから雇用を検討している企業等に対し、雇用の促進に繋げるために説明する内容の検討と機会の確保。
今後に向けて	・ 障がい者雇用率の未達成の企業やこれから雇用を検討している企業等に対し、雇用の促進に繋がるように就労移行支援での取組みや支援の流れについて定期的な説明の場を継続していく。

3 保健・医療部会

会議名等	保健医療部会幹事会
内容	今年度の活動と課題について
実施日	R6. 6. 18
出席者	医療機関、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課 計 11 名
課題・目的	前年度の活動報告と今年度の取組みについて
主な意見	・高次脳機能障がいについて、支援の難しさ、加算の創設など、支援方法や制度について学ぶ機会があると良い。 ・医療機関、相談支援事業所共に、ケースを通して学びを深め、情報を得る事で今後の支援に活かす事が出来るのではないかな。
今後に向けて	今年度は「高次脳機能障がい者への支援」をテーマに研修会を開催する。

会議名等	第 1 回 山形市精神障がい者課題検討ワーキング (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、取組みを検討するために、令和 3 年度より保健医療部会から派生したワーキング)
内容	・令和 5 年度に開催した研修会（山形市における退院退所支援の取組み～地域移行支援を利用して～）の報告。 ・保健医療部会第 1 回幹事会の報告。 ・今年度の取組みについて。
実施日	R6. 8. 27
出席者	部会幹事事業所、医療機関、訪問看護事業所、基幹型地域包括支援センター、山形市保健所、山形市障がい福祉課 計 12 名
課題・目的	精神障がい者の退院に向けた相談支援事業所と医療機関の連携について
主な意見	・継続した研修の場、他職種と一緒に学べる機会を求める。 ・今後は、院内研修の場で、相談支援事業所の役割や障がい福祉サービスの紹介をする方法も有効ではないかな。 ・クライシスプランがあることで、退院後の支援がスムーズに行えたケースがある。プランは、本人の困った時の対処策だけに留まらず、連携のツールとして活用出来た。こうしたケースを共有出来る場があっても良いかもしれない。
今後に向けて	・出された意見を整理し、今年度取り組むべき課題とその方法を再検討する。 ・研修会開催にこだわらず、院内研修の活用、やるべきことを整えて来年度の取組みに備える等、幅をもって検討する。

会議名等	保健医療部会幹事会
内容	研修会の打ち合わせ
実施日	R6.9.18
出席者	医療機関、部会幹事事業所 計 4 名
課題・目的	研修会の開催にあたり、事例紹介等の打ち合わせ
主な意見	・当日の研修の事例概要や流れの確認。 ・高次脳機能障がいについての特性や対応の仕方など説明があるとより理解が深まると思う。
今後に向けて	令和 6 年 12 月 4 日「高次脳機能障がい者への就労支援～障がい福祉サービスを利用して～」とのテーマで研修会を開催する。

会議名等	保健医療部会研修会
内容	テーマを“高次脳機能障がい者への就労支援”として、就労支援を経て一般就労に繋がった事例、退院後の障がい福祉サービス利用から復職に繋がった事例の紹介。 また、高次脳機能障がい者支援センターについての説明の他、各グループで意見交換を行い、最後に全体で意見を共有。
実施日	R6.12.4
出席者	市内医療機関、相談支援事業所、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課等 計 30 名
課題・目的	就労支援の事例を通して、医療機関、相談支援事業所が互いの機能や役割を知り、理解を深める。
主な意見	・高次脳機能障がいについて理解が深まった。 ・事例を通して就労支援から復職に繋がる過程を学ぶことが出来た。また、連携の仕方や関係機関の巻き込み方など参考になった。
今後に向けて	本研修会を振り返り、来年度の活動に活かしていく。

4 生活支援部会

会議名等	グループホーム事業所連絡会
内容	事前に行った報酬改正に関するアンケート結果について回答を行い、その後、グループワークで情報交換を行った。
実施日	R6. 7. 19
出席者	グループホーム事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 27 名
課題・目的	事業所間での情報交換や、課題として感じていることの共有を行う。
主な意見	・報酬改正について疑問点が知れて良かった。 ・他事業所での様子、課題として感じている事等が知れて良かった。 ・多く上がった課題は、人材確保・育成についてであった。
今後に向けて	・来年度以降も輪番での幹事事業所を中心とした部会運営を行っていく。 ・出席率が上がる様にはたらきかけていく。

会議名等	グループホーム事業所連絡会
内容	グループホームの見学会
実施日	R6. 10. 22
出席者	グループホーム事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 約 15 名
課題・目的	他事業所の取組み、様子等を実際に見たり説明を受けたりすることで、自事業所での取組みに参考にできるようにする。
主な意見	・他の施設のグループホームを実際に見る事はなかったので、良い機会となった。 ・いろいろなタイプのグループホームがあることが知れた。
今後に向けて	・できれば来年以降も継続していく。

会議名等	生活介護事業所連絡会
内容	報酬改正に伴う質問等を事前にアンケートでとり、その結果を伝える。その後、事業所での現状の課題等を情報交換として行った。
実施日	R6. 11. 29
出席者	生活介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 18 名
課題・目的	事業所間での情報交換や、課題として感じていることの共有を行う。
主な意見	・多くの事業所で人材不足が課題となっていた。そういった中でも各々の事業所での工夫している点等が聞けて良かった。 ・年一回くらいはこういった会を継続して欲しい。
今後に向けて	・来年度以降も事業所を中心とした部会運営を行っていく。 ・不参加だった事業所へも会議録等を送付し、連携を呼び掛けていく。

会議名等	居宅介護事業所連絡会
内容	研修「補装具及び日常生活用具等の支給」、情報交換会テーマ「支援での困りごと、困難なケースへの対応や工夫、対応できた成功事例等」
実施日	R7.2.10
出席者	居宅介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 17 名
課題・目的	研修を行いヘルパーが知っておくと良い知識を身につける。情報交換を行い、他事業所での取組みや課題を共有する。
主な意見	・情報交換会は今後も必要だと思う。 ・ヘルパー不足が地域課題となっている。
今後に向けて	・来年度以降も事業所を中心とした部会運営を行っていく。 ・不参加だった事業所にも会議録等を送付し、連携を呼び掛けていく。

5 こども部会

会議名	令和6年度 児童発達支援・放課後等デイサービス事業者の会
内容	・児童発達支援・放課後等デイサービス事業の事業者間の交流と連携を図り、テーマを設けグループ内で検討し課題などを発表する。
実施日	R6.5.21 R6.9.18 R6.12.19
出席者	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、部会幹事事業所、障がい福祉課 R6.5.21 (43名) R6.9.18 (42名) R6.12.19 (36名)
課題・目的	事業所の活動プログラム照会、情報共有。事業所間の交流を目的としたレクリエーション。今年度から義務化された研修・訓練、年長児の放デイ見学の時期や受け入れ方針について情報共有を行う。
主な意見	5月開催時は各グループで事業所の活動プログラムを紹介。9月は年長児の放課後等デイサービス見学の時期や受け入れ方針などについて意見があった。12月は学校など関係機関との情報交換や次年度の運営について検討した。
今後に向けて	今年度は事業所間の情報共有がメインだったが、事業所のニーズや課題を検討できる場としていく。

会議名	関係機関との情報交換会
内容	保育園、児発事業所における年長児への取組みについて。 ライフステージが替わる時の連携の仕方、情報共有の仕方。
実施日	R6.11.8 R6.11.22 同内容で2回開催
出席者	教育機関、保育園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 R6.11.8 63名 R6.11.22 52名
課題・目的	・関係機関との連携強化と全体での課題共有の場を確保する。 ・早期療育から学校卒業後まで、ライフステージのつなぎ目が円滑に行くような方法を検討する。
主な意見	・グレーゾーンのお子さん、困り感がない保護者への理解の促し方の難しさ、療育につなげたくてもお子さんのニーズに合った事業所が不足している現状がある。 ・今年度より開始された5歳児検診について、保護者が説明するので保育士など支援する側からの客観的な情報がその場で伝わらない現状がある。課題があるお子さんは適切にみてもらえる仕組みづくりが必要。 ・サポートファイルについては活用事例が少ない。相談につながったタイミングや小学校入学前などのタイミングで渡しているので対象のお子さんが限定的になる。
今後に向けて	・来年度も継続して連携や情報共有を行うが同様の形で開催予定。ライフステージに応じた連携を推進していく。

会議名	山形市医療的ケア児支援連絡会議
内容	・ 県の支援体制、県医療的ケア児等支援センターの取組み。市立小学校、放課後児童クラブにおける取組について発表。 ・ 事例を紹介し、その後グループワークを行う。
実施日	R7. 2. 25
出席者	医療機関、訪問看護事業所、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、保育園等、山形市役所各課、山形県各課、こども医療療育センター、山形県医療的ケア児等支援センター、山形市障がい者自立支援協議会、山形市障がい福祉課、相談支援事業所 計 50 名
課題・目的	・ 山形県における医療的ケア児の支援体制について確認する。 ・ レスパイトについて、短期入所の調整困難な事例の紹介。その後グループワークを行い、それぞれの立場での情報を共有し、課題の整理をした。
主な意見	・ 個別避難計画のシステムは出来たが人材が不足している。災害時に対するオーダーメイドの計画が必要で ICT の活用を行うべき。横のつながりを強化するために行政からの支援もお願いしたい。 ・ 退院後に通う場所として保育園や幼稚園の他、児童発達支援や放課後等デイサービスなど医療的ケア児の受け入れ事業所がまだまだ少ない。 ・ 医療的支援が必要になるので複数事業所が入って支援している。緊急時などでも連携がスムーズにとれるように、連絡先がわかるようにしておき連絡の優先順位などを退院時など確認しておく必要がある。
今後に向けて	・ お子さんの状態、社会資源の不足により調整が困難なケースがある。他市町村の取組も参考にしながら、システムづくりに展開できると良い。 ・ 災害時個別避難計画について個別の避難訓練まで至っていない、引き続き避難場所についての確認や検討が必要。

6 安心生活部会

会議名等	第1～3回 安心生活部会幹事会
内容	部会の活動内容（福祉避難所の拡充、民生委員及び不動産業者の障がいの理解に向けて）の協議等
実施日	R6.4.8、R6.6.19、R6.8.23
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	課題の整理と活動内容の協議・確認
主な意見	・福祉避難所の拡充に向けて、日中活動事業所にも協力を求める必要があり、現在の状況や課題などについてアンケートを基に集約し、整理し取り組む。 ・個別避難計画については、実効性のあるものにならないと意味がない。 ・保護観察所より業務説明や地域援助について説明したいと連絡があったため、市内障がい福祉サービス事業所を対象に周知の機会を設けることとした。
今後に向けて	・福祉避難所の拡充に向けた研修会の開催。

会議名等	安心生活部会研修会
内容	テーマ 「福祉避難所の拡充に向けて～事業所としてできることを考えよう～」 （１） 山形市における福祉避難所の設置状況及び今後について 説明：山形市障がい福祉課 （２） グループワーク （３） 全体共有
実施日	R6.8.31
出席者	生活介護事業所、幹事事業所、障がい福祉課 計21名
課題・目的	山形市の福祉避難所の設置状況を共有し、災害時の避難実施や計画作成に活かす。
主な意見	様々な施設の現状と課題についてよく知ることができた。市民との協力が必要不可欠であるように思った。とっさの判断能力や、困った時にお互いさまの精神を持つておくことも重要なことであるように思う。 引き続き災害についての取組など他施設の方と共有していきたい。
今後に向けて	本年は生活介護事業所を対象として実施した。来年度は他事業を対象とすることを検討。

会議名等	安心生活部会研修会
内容	テーマ「更生保護について（保護観察所の役割とは）」 （１）講話 講師：山形保護観察所 統括保護観察官 名和 幸輝 氏 （２）質疑応答

実施日	R6. 11. 20
出席者	市内障害福祉サービス事業所、幹事事業所、障がい福祉課 計 29 名
課題・目的	更生保護への理解促進、司法と障がい福祉との連携
主な意見	・保護観察所は近寄りにくいイメージだったが、地域からの相談も受けてくれるということで、意外な印象だった。 ・「地域援助」の制度を初めて知った。
今後に向けて	・普段接することの少ない分野だったため、興味を持ちながら参加いただけた様子。 ・一定の理解を得たことから、今年度のみの実施予定。

山形市の障がい福祉について

1 障がい者の現況

障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の所持者数は年々増加しており、令和6年度末では市民全体の6.11%が障がい者手帳所持者である。

障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神の手帳合計）

年度	総数		対人口比	
	人口	前年比（%）	人口	前年比（%）
4	14,422	0.8	242,924	5.94
5	14,536	0.8	240,485	6.04
6	14,547	0.1	238,236	6.11

(1) 身体障がい者手帳所持者数

各年度3月31日現在（単位：人、%）

年度	視覚 障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体 不自由	内部 障がい	計	対前年比 (伸び率、%)
4	591	977	133	5,505	3,630	10,836	△ 0.1
5	543	990	124	5,489	3,672	10,818	△ 0.2
6	596	1,081	118	5,303	3,604	10,702	△ 1.1

※年齢階層別身体障がい者(児)数

各年度3月31日現在(単位:人、%)

区分 年度	18歳未満		18～65歳未満		65歳以上		計
	人数	割合・%	人数	割合・%	人数	割合・%	
4	146	1.3	2,222	20.5	8,468	78.2	10,836
5	119	1.1	2,209	20.4	8,490	78.5	10,818
6	136	1.3	2,241	20.9	8,325	77.8	10,702

※等級別身体障がい者(児)数

各年度3月31日現在(単位:人、%)

区分 年度	重度	← 等級別 →				軽度	計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	人	人	人	人	人	人	
4	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634	10,836
5	3,142	1,120	1,564	3,035	1,334	623	10,818
6	3,141	1,147	1,523	2,935	1,294	662	10,702

(2) 療育手帳所持者数

各年度 3 月 31 日現在 (単位: 人、%)

年度	A (重度)		B (中軽度)		計	対前年比 (伸び率、%)
	人数	割合・%	人数	割合・%		
4	586	32.4	1,223	67.6	1,809	1.9
5	597	32.1	1,260	67.9	1,857	2.7
6	602	31.9	1,283	68.1	1,885	1.5

※年齢階層別療育手帳所持者数

各年度 3 月 31 日現在 (単位: 人、%)

年度	総数	18 歳未満		18 歳以上	
		人数	割合・%	人数	割合・%
4	1,809	375	20.7	1,434	79.3
5	1,857	397	21.4	1,460	78.6
6	1,885	404	21.4	1,481	78.6

(3) 精神障がい者健康保険福祉手帳所持者数

各年度 3 月 31 日現在 (単位: 人、%)

区分 年度	重度 ←		等級別		→ 軽度		計	対前年比 (伸び率、%)
	1 級		2 級		3 級			
	人数	割合・%	人数	割合・%	人数	割合・%	人数	
4	331	18.6	798	44.9	648	36.5	1,777	5.2
5	314	16.9	884	47.5	662	35.6	1,860	4.7
6	317	16.2	950	48.5	693	35.3	1,960	5.4

※年齢階層別精神障がい者健康保険福祉手帳所持者数

各年度 3 月 31 日現在 (単位: 人、%)

年度	総数	18 歳未満		18 歳以上	
		人数	割合・%	人数	割合・%
4	1,777	5	0.3	1,772	99.7
5	1,860	4	0.2	1,856	99.8
6	1,960	9	0.5	1,951	99.5

2 相談等実施状況

(1) 山形市相談支援センターについて

障がい者、障がい児の保護者等の身近な総合相談窓口として、適切な事業実施が可能であると認められる市内の6カ所の相談支援事業者に委託している。

相談実績 ※相談者数は実人数（障がい者が重複している人がいるため、合計と合わない）

年度	相談支援・連絡調整	相談者数	相談者の内訳(人)				
			身体	知的	精神	発達	他
4	33,717 件	2,040 人	353	794	598	329	197
5	32,102 件	1,842 人	300	697	562	313	196
6	35,142 件	2,037 人	323	804	604	357	195

相談内容の主なもの

区 分	R5 相談件数 (件)	R6 相談件数 (件)
福祉サービスの利用等に関する支援	21,631	22,584
障がいや病状の理解に関する支援	1,937	2,358
健康・医療に関する支援	2,642	2,909
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,563	1,688
保育・教育に関する支援	1,104	884
家族関係・人間関係に関する支援	286	845
家計・経済に関する支援	647	891
生活技術に関する支援	1,188	1,064
就労に関する支援	515	1,001
社会参加に関する支援	264	572
権利擁護に関する支援	76	84
虐待に関する支援	17	18
差別に関する支援	1	3
その他	231	241
合計	32,102	35,142

（２）成年後見制度の利用支援について

平成２５年度より、市総合福祉センターに山形市成年後見センター開設。認知症高齢者、精神障がい又は知的障がいのため判断能力が十分でない方、及びその家族・親族等についても、成年後見制度や福祉サービスの相談等の支援をおこなっている。

また、親族等による申立が困難な場合、市長が裁判所に対し申立をおこなっている。

【相談実績】 ※相談者数は実人数（障がいが重複している人がいるため、合計と合わない）

年度	全体	うち障がい者数（人）	障がい者の割合（％）
４	580	66	11.4
５	404	68	16.8
６	636	112	17.6

【市長申立】

年度	申立件数（件）	内訳（件）
４	0	—
５	4	知的 2、精神 2
６	4	精神 4

（３）障がい者虐待について

平成２４年１０月より施行の障害者虐待防止法に基づき、市町村が障害者虐待防止事業を実施している。

市は、虐待の相談・通報の窓口になっている。パンフレットを作成し、福祉サービス事業所等の関係機関への配布やホームページ等を利用しての周知をおこなっている。

また、警察や労働局、福祉団体等からの委員構成による、「山形市障がい者虐待防止連絡協議会」を設置し、関係機関との連携強化を図っている。

【相談・通報件数】（単位：件）

年度	相談・通報件数	うち虐待と判断した件数
４	12	3
５	19	8
６	19	8

【通報・相談者の数】（単位：人）

年度	本人	施設職員等	警察	親族・知人	その他※	計
４	2	3	2	1	4	12
５	0	8	3	0	8	19
６	0	9	4	1	5	19

（一事案について複数の通報・相談者がある場合はそれぞれに計上）

※その他：一般市民、山形地方法務局、匿名、福祉サービス運営適正化委員会、
山形市社会福祉協議会、山形市指導監査課、他自治体、
通報対象者が利用する事業所の他利用者の家族

令和７年度の状況（～令和７年７月末まで）：通報１０件

(4) 障がい者優先調達方針について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことを受け、市でも、障がい者の就労施設等の受注機会の増大を図るための具体的調達方針を毎年度作成し、公表している。

【山形市の状況】

年度	目標金額	実 績
4	12,500,000 円	15,011,365 円
5	13,750,000 円	17,945,429 円
6	15,125,000 円	21,512,649 円
7	16,637,500 円	

3 総合支援法及び児童福祉法に基づく主なサービスについて

(1) 自立支援給付

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の自立支援給付を支給している。

①障がい福祉サービス

【介護給付】……障がい（児）者に、居宅や施設における介護サービスを提供する。

【訓練等給付】…障がい者に機能訓練や福祉的就労などのサービスを提供する。

サービス種別実利用者数（各年度3月～2月利用分）

サービス種類		実利用者数		
		R 4	R 5	R 6
介護給付費	居宅介護	299	312	322
	重度訪問介護	21	22	23
	同行援護	62	59	65
	行動援護	33	34	31
	療養介護	41	42	39
	生活介護	534	546	540
	短期入所	158	170	186
	重度障がい者等包括支援	0	0	0
	施設入所支援	172	170	169
	小計	1,320	1,355	1,375
訓練等給付費	自立訓練(機能訓練)	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	5	12	21
	自立訓練(宿泊型)	12	19	26
	就労移行支援	84	105	106
	就労継続支援A型	128	131	159
	就労継続支援B型	568	610	656
	就労定着支援	40	32	43
	自立生活援助	4	8	5
	共同生活援助	273	298	321
	小計	1,115	1,216	1,338
合計		2,435	2,571	2,713

②補装具

身体障がい（児）者の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入及び修理費を支給する。

補装具交付件数（各年度３月３１日現在）

区分	交付件数（件）		
	R 4	R 5	R 6
障がい者	392	344	407
障がい児	86	91	63
合計	478	435	470

※補装具種目……盲人安全つえ、義眼、補聴器、義肢、装具、車いす など

（２）自立支援医療

①育成医療

身体に障がいがある児童または治療しない場合に将来障がいが残ると認められる疾患がある18歳未満の児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる者が受ける医療に対して給付する。

②更生医療

身体障がい者が、その障がいの軽減や機能を回復・改善するために行われる医療に対して給付する。

③精神通院医療

精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療に給付する。（県の事業で、市は受付・交付の事務のみ）

自立支援医療利用者数（各年度３月３１日現在）

区分	利用者数（人）		
	R 4	R 5	R 6
育成医療	27	32	39
更生医療	900	931	809
精神通院医療	3,402	3,591	3,728
合計	4,329	4,554	4,576

（３）障がい児通所支援給付

心身の障がいにより療育が必要とされる18歳未満の児童等に対し、通所などによる専門的な指導や訓練などの支援を行うサービスを給付する。

サービス種類別実利用者数（各年度３月～２月利用分）

サービス種類	実利用者数（人）		
	R 4	R 5	R 6
児童発達支援	357	389	473
医療型児童発達支援	5	5	3
放課後等デイサービス	759	812	876
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
保育所等訪問支援	29	38	44
合計	1,150	1,245	1,397

山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び 山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の中間報告

○計画策定の趣旨

山形市第 4 次障がい者基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の理念を基本にしながら、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営む上で必要となる障がい福祉サービス等について、国の基本指針を参考に数値目標等を設定し、サービス事業の提供体制を計画的に確保するとともに、山形市における障がい福祉施策を円滑に実施することを目的に策定したものです。

○計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度

令和 8 年度末までの目標値を設定するとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における障がい福祉サービス等の見込量を定めました。

○計画の達成状況の点検等

1 年に 1 回以上、成果目標等に関する実績を把握し、山形市障がい者自立支援協議会において分析・評価（中間評価）を行うこととなっています。

第7期計画及び第3期計画の中間報告＜令和7年3月末時点＞

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数から11人以上の地域移行を目指すとともに、令和8年度末時点で、施設入所者を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上の削減をすることを目指しました。

なお、地域生活移行に伴う主な居住の場は、共同生活援助（グループホーム）等とします。

＜第7期計画成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
基礎となる施設入所者数	161 人	令和4年度末時点の施設入所者数（A）
目標年度の施設入所者数	152 人	令和8年度末時点の施設入所者見込数（B）
【目標値】地域生活移行者数	11 人以上	地域移行者見込数 （第6期計画の目標値）
【目標値】施設入所者削減数	9 人	差引減少見込数（A）－（B） （令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上）

＜令和7年3月末時点＞

項 目	数 値	考 え 方
令和6年度末時点の施設入所者数	169 人	令和7年3月末時点の施設入所者数（C）
【実績値】地域生活移行者数	3 人	令和6年4月～令和7年3月の地域生活移行者数 移行先：自宅2人、GH1人

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和8年度における一般就労移行者数の目標値を前計画の目標値以上（42人以上）とし、就労定着支援事業の利用者の目標値を36人以上としました。また、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所における一般就労や就労定着率の目標を達成する事業所の割合をそれぞれ目標値として定めました。

<第7期計画成果目標>

項 目		数 値	考 え 方
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数		42 人	令和8年度における年間移行者数 (前計画の目標値以上)
内 訳	一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者	25 人	前計画の目標値以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者	10 人	前計画の目標値以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者	7 人	前計画の目標値以上
【目標値】 利用者の令和8年度中の一般就労割合が5割以上の 就労移行支援事業所の割合		5 割	令和8年度中のAに対するBの割合 市内の就労移行支援事業所の総数(A) 利用者の令和8年度中の一般就労割合 が5割以上である事業所数(B)
【目標値】 令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数		36 人	令和3年度中の利用者の実績25人の 1.41倍(36人)以上
【目標値】 利用者の令和8年度中の就労定着率が7割以上の就 労定着支援事業所の割合		2割5分	令和8年度中のAに対するBの割合 A：市内の就労定着支援事業所の総数 B：利用者の令和8年度中の就労定着 率(※)が7割以上である事業所数

(※) 就労定着率について…過去3年間に就労定着支援を受けた総利用者数のうち前年度末において
就労が継続している者の数の割合

<令和7年3月末時点>

項 目		数 値	考 え 方
【実績値】 令和6年度中の一般就労移行者数		18 人	令和6年4月～令和7年3月にお ける一般就労移行者数
内 訳	一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者	11 人	
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者	3 人	
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者	4 人	
【目標値】 令和6年度中の就労定着支援事業の利用者数		39 人	令和6年4月～令和7年3月にお ける就労定着支援利用者数

(参考) 障がい者雇用率 (山形労働局公表の資料より)

単位 : %

区 分		法定雇用率 ※1	4 年度	5 年度	6 年度
民間企業 ※2	全国	2.3 (2.2)	2.25	2.33	2.41
	山形県	2.3 (2.2)	2.18	2.31	2.37
公的機関	山形県	2.6 (2.5)	2.71	3.03	3.30
	山形県教育委員会	2.5 (2.4)	2.52	2.50	2.64
	山形市	2.6 (2.5)	2.78	2.79	3.09

※1 法定雇用率は令和 3 年 3 月 1 日より改正。(括弧は令和 3 年 2 月 2 8 日までの雇用率)、網掛け部分が法定雇用率未達成。なお、法定雇用率は、今後段階的に引き上げられる。(令和 6 年 4 月、令和 8 年 7 月にそれぞれ 0.2 ポイント)

※2 雇用義務のある企業 (平成 3 0 年から令和 3 年 2 月までは 45.5 人以上規模、令和 3 年 3 月以降は 43.5 人以上規模の企業) についての集計である。当該企業の対象範囲は、今後段階的に拡大される。(令和 6 年 4 月に 40.0 人以上規模、令和 8 年 7 月に 37.5 人以上規模)

3 サービスごとの見込量及び実績

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援

<障がい福祉サービスの名称及び内容>

種類		内容
訪問系サービス	居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供 (代筆・代読を含む。) 及び移動の支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

サービスの種類		単位	実績	第7期計画見込量		
			6年度	6年度	7年度	8年度
サービス 居住系	共同生活援助	人/月	284	281	299	318
	施設入所支援	人/月	163	158	155	152
	自立生活援助	人/月	4	4	5	6
就労系 サービス	就労選択支援	人/月	-	-	32	66
		日/月	-	-	320	660
	就労移行支援	人/月	47	62	69	76
		日/月	810	1, 151	1, 313	1, 475
	就労継続支援 A型	人/月	132	118	125	133
		日/月	2, 548	2, 290	2, 417	2, 544
	就労継続支援 B型	人/月	568	542	557	573
		日/月	8, 947	8, 776	8, 963	9, 150
	就労定着支援	人/月	30	28	30	33
相談 支援	計画相談支援	人/月	408	379	395	412
	地域移行支援	人/月	1	2	3	4
	地域定着支援	人/月	0	0	0	0

種類		内容
日中活動系サービス	生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	障がい者を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
就労系サービス	就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
	就労継続支援 A型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 B型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

種類		内容
相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。
	計画相談支援	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

〈見込量及び実績〉 ※各年度月ごとの平均値

サービスの種類		単位	実績	第7期計画見込量		
			6年度	6年度	7年度	8年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	260	253	260	267
		時間/月	2,853	2,919	2,999	3,080
	重度訪問介護	人/月	19	20	21	22
		時間/月	3,457	3,271	3,435	3,599
	同行援護	人/月	48	46	47	49
		時間/月	831	632	646	673
	行動援護	人/月	24	25	26	27
		時間/月	72	76	80	83
日中活動系サービス	重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0
	生活介護	人/月	509	514	522	531
		日/月	9,266	9,305	9,450	9,613
	自立訓練（機能訓練）	人/月	1	2	2	2
		日/月	1	4	4	4
	自立訓練（生活訓練）	人/月	15	24	26	28
		日/月	197	537	566	596
	療養介護	人/月	39	39	39	39
	短期入所	人/月	93	90	102	114
		日/月	430	410	467	524

（２）障がい児通所支援及び障がい児相談支援

＜サービスの名称及び内容＞

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療機関において児童発達支援のサービスにあわせて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある児童が適切に障がい児通所支援を利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

＜見込量及び実績＞ ※各年度月ごとの平均値

サービスの種類		単位	実績	第 7 期計画見込量			
			6 年度	6 年度	7 年度	8 年度	
障がい児通所支援サービス	児童発達支援	人/月	297	237	243	246	
		日/月	2,166	1,815	1,861	1,884	
	放課後等デイサービス	人/月	760	758	810	863	
		日/月	8,689	9,214	9,800	10,386	
	保育所等訪問支援	人/月	22	15	15	15	
		日/月	38	25	26	27	
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	
		日/月	4	3	3	3	
障がい児相談支援	人/月	243	221	231	241		

（３）地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村がサービスの内容を決定しています。

「必須事業」と「任意事業」に分かれます。「任意事業」は市村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を言います。

＜サービスの名称及び内容＞

事業名	内容
理解促進・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（相談支援センター）において、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
障がい児等療育支援事業 （山形県と共同実施）	障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 （山形県と共同実施）	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 （山形県と共同実施）	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣及び盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
日常生活支援事業	
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある障がい者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
タイムケア事業	中学校又は高等学校等に在籍する障がい児に、学校の授業等の終了後及びその休業の日並びに長期休暇の期間において活動の場を提供し、日常生活の支援及び社会適応訓練等を行います。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行います。
社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供、タクシー利用又は自家用自動車の給油の助成等を行います。
権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画を包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

〈見込量及び実績〉

事業の種類	単位	実績	第7期計画活動指標		
		6年度	6年度	7年度	8年度
理解促進・啓発事業	実施状況	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施状況	○	○	○	○
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6	6
山形市障がい者自立支援協議会	実施状況	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業	実施状況	○	○	○	○
意思疎通支援事業					
手話通訳者設置事業	設置人員	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	年間実利用者数	51	45	45	45
要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	5	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	15	20	20	20
地域活動支援センター事業	実施箇所	4	4	4	4
	実利用者数	170	159	159	159
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○

事業の種類	単位	実績	第7期計画活動指標		
		6年度	6年度	7年度	8年度
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	年間件数	9	13	13	13
自立生活支援用具	年間件数	15	49	49	49
在宅療養等支援用具	年間件数	24	32	32	32
情報・意思疎通支援用具	年間件数	49	50	50	50
排泄管理支援用具	年間件数	5,387	5,195	5,195	5,195
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	0	5	5	5
移動支援事業					
個別支援事業	年間実 利用者数	113	93	93	93
	年間 利用時間	3,510	3,013	3,013	3,013
日中活動サービス送迎 事業	年間実 利用者数	49	68	68	68
	年間 利用回数	10,509	10,054	10,054	10,054
視覚障がい者 ガイドヘルパー派遣事 業	年間実 利用者数	3	6	6	6
	年間 利用時間	77	120	120	120

事業の種類	単位	実績	第7期計画活動指標		
		6年度	6年度	7年度	8年度
日常生活支援事業					
訪問入浴サービス事業	年間実利用者数	32	28	27	26
	年間利用回数	2,055	1,811	1,796	1,780
障がい者自立支援訓練事業	実施箇所	1	1	1	1
	年間実利用者数	7	7	7	7
生活訓練等事業	実施箇所	5	5	5	5
	年間実利用者数	68	68	68	68
日中短期入所事業	年間実利用者数	29	14	14	14
	年間実利用回数	440	182	182	182
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間参加者数	147	100	184	184
広報誌・議会報の発行事業（点字）	年間発行回数	28	28	28	28
広報誌・議会報の発行事業（声のCD）	年間発行回数	16	16	16	16
広報誌・議会報の発行事業（音声コード）	年間発行回数	28	28	28	28
自動車運転免許取得・改造助成事業	年間助成件数	4	9	9	9
権利擁護支援事業					
障がい者虐待防止対策支援事業	実施状況	○	○	○	○
障がい者成年後見制度普及啓発事業	実施状況	○	○	○	○

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について

1 概要

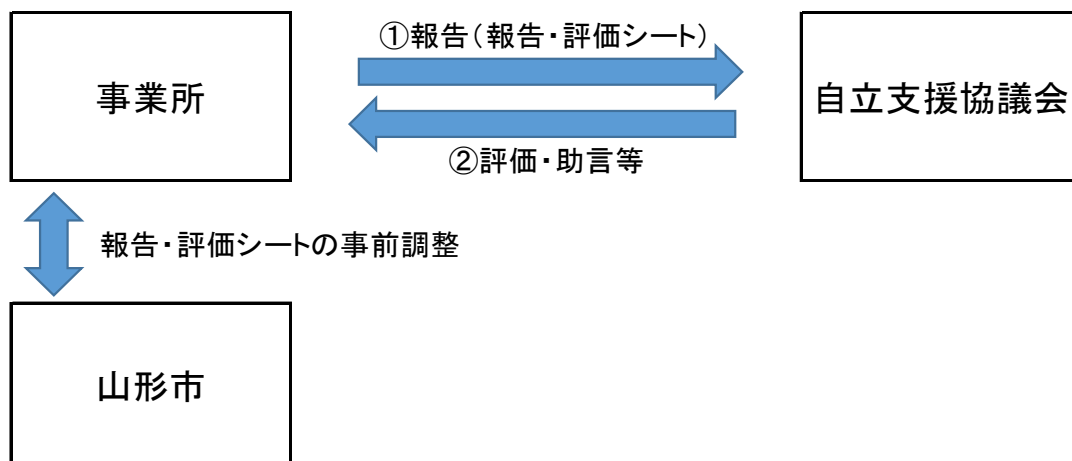
日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域に開かれたサービスとして、当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会に対し、定期的に（年 1 回以上）事業実施状況等を報告し、自立支援協議会による評価を受けるとともに、必要な助言等を受けることとなっております。

2 評価の流れ

①報告：当該事業者より、自立支援協議会に対し、事業実施状況等の報告を行う。

②評価：自立支援協議会より、当該事業者に対し、評価・必要な助言等を行う。

【イメージ図】



【報告・評価対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日】

【報告・評価日 令和7年8月21日】

事業所名：指定共同生活援助事業所こもれび・指定短期入所事業所こもれび

報告・評価シート（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

項目	【事業所記入欄】										
施設概要	事業者名	指定共同生活援助事業所こもれび 指定短期入所事業所こもれび			人員配置	日中					
	指定日	令和3年1月1日				世話人	生活支援員				
	所在地	山形市中桜田2丁目6-8				13人	9人				
	定員数（共同生活援助）	10人				（常勤換算後）	（常勤換算後）				
	定員数（短期入所）	1人（2人）※				4.5人	4人				
	共同生活住居数	1戸				看護職員の配置	☐ 有 ☒ 無 人				
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			夜間					
	住居名：			名		世話人（夜間）	世話人（夜間）				
	住居名：			名		人	0人				
	住居名：			名		（常勤換算後）	（常勤換算後）				
	住居名：			名		人	1人				
	住居名：			名		看護職員の配置	☐ 有 ☒ 無 人				
	事業所の特色・独自の取組		10名定員の日中サービス支援型グループホームに2床の短期入所事業所を併設し事業を実施。 ※短期入所の1床は山形市障がい者地域生活支援拠点整備事業（緊急短期受入）を受託。								
	利用者状況 （令和7年3月31日 現在）	障がい支援区分	人数			内訳	主な障がい種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
非該当		人			身体		総数：	1人			
区分1		人					主に日中GHで過ごす人数：	1人			
区分2		人			知的		総数：	9人			
区分3		人					主に日中GHで過ごす人数：	0人			
区分4		1人			精神		総数：	1人			
区分5		5人					主に日中GHで過ごす人数：	1人			
区分6		4人			難病等		総数：	0人			
合計		10人					主に日中GHで過ごす人数：	0人			
年齢構成		・60歳以上 2人 ・50歳代 5人 ・40歳代 3人 ・39歳以下 0人									

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
1 地域に関わ れた運営	利用者に対する指定計画 相談支援の提供は別法人 が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の提供状況) 全利用者 (10) 名中 別法人 (5) 名、セルフプラン (0) 名	□問題なし
	実習生やボランティアを 受入れているか。	(受入人数) 実習生 (0) 名、ボランティア (0) 名 (受入事例) ・新型コロナウイルス等、感染拡大防止のため受入れを控えていた。 ・5 類移行後は、希望があれば健康状態を確認のうえ受け入れる。	□問題なし
	地域住民との交流の機会 が確保されているか。	(利用者と地域の交流を広げるための取り組み事例) ・新型コロナウイルス等のため地域の交流の場は少なかったが、地域の 祭り等、今後は地域行事にも参加したいと考えている。	□問題なし
2 常時の支援 体制の確保	日中・土日を含めた常時 の支援体制が確保されて いるか。	(日中・土日を含めた職員の配置状況等) ・日中・土日を含め、グループホーム入居者及び短期入所利用者の利用 状況を考慮した勤務体制をとり、平日・土日を含め朝 7 時～21 時まで は、世話人及び生活支援員を合わせて、2 名以上の職員を配置するこ とを基本としている。	□問題なし
	災害時における、利用者 への安全対策（マニュアル 作成等）を講じている か。	(安全対策（マニュアル）や避難訓練の実施等の事例) ・年度ごとに消防署に防災計画書を提出。火災を想定した総合訓練を 年 2 回実施 (8/25, 2/27) ・総合訓練（通報・避難・消火訓練） 防災マニュアル有。	□問題なし
	体調急変等への支援体制 が確保されているか。迅速 に対応したか。	(緊急時の対応方法（利用者の急な体調変化等）事例) ・利用者の急な体調変化等が認められた場合に、速やかに家庭や医療機 関等と連絡を取り、緊急の場合は救急車の要請等を含め、状況に応じ て適切な対応が取れるよう、マニュアル等により緊急時の支援体制を 整備している。	□問題なし
	利用者の嗜好を考慮した 献立を基本とし、それぞ れの心身の状況に応じた 食事提供・支援している	(利用者の嗜好や心身状況等を考慮した食事提供) ・主な食事は利用者の嗜好を考慮し、まんさくの丘の管理栄養士が献立 を作り、まんさくの丘の調理職員が調理したものをグループホームに 搬入、それを世話人が個人の状況に合わせて（刻み食等）提供し、生	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	か。	活支援員と共に必要に応じた食事介助を行っている。	
3 短期入所の併設	地域で生活する障がい者を積極的に受け入れているか。	(通常受入人数) 実人数 (175) 名 延人数 (564) 名	□問題なし
	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(緊急受入人数) 実人数 (6) 名 延人数 (32) 名	□問題なし
4 支援の実施・質の確保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(利用者の外出や余暇活動等の事例、支援体制) ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため外出や交流事業は控えていたが、休日は入居者の意向や嗜好を考慮し、散歩や簡単な創作活動、DVD・音楽鑑賞等を取り入れている。	□問題なし
	支援の質の確保に努めているか。(研修等)	(職員が参加した研修名等) ・まんさくの丘職員救命救急講習会 7/17 (水) 8/7 (水) ・まんさくの丘感染症対策研修会 8/21 (水) 11/27 (水) ・山形県サービス管理責任者研修会 (更新) 7/25 (木) 26 (金)	□問題なし
	グループホームの入居を見据えた体験的利用を行っているか。	(事業所体験利用の実施状況) □有 ☒ 無 (事業所体験利用人数) (-) 名 (事業所体験利用から本入居に繋がった人数) (-) 名 ※グループホームが満床のため当面、空床の予定なし。	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	利用者・家族からの意見・希望に対して、改善しようとしているか。	(利用者・家族からの意見・希望及び対応状況) ・ 日常の情報交換や面談等で、利用者・家族からの意見・希望等があった場合は、速やかに職員間で情報を共有する。必要に応じて、その内容について変更や改善を図るべきか、変更、改善を要する場合は時期を含め、客観的に検討し判断する。	□問題なし
5 利用者の権利擁護等への配慮について	利用者の金銭管理については、本人同意の上、帳簿等により適切に管理されているか。また、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているか。	(金銭管理の支援方法) ・ 月ごとに家賃、食費、光熱水費を現金または口座振替で受領後、支払う。受診支援、買い物支援等に支出する分は現金で受領、預かり金庫で保管し、入出金記録簿により適切に管理する。光熱水費、食費、預かり金の残額は家族に返金する。 (成年後見制度の利用支援及び利用者数) ・ 利用支援事例等(□有 ☒ 無) ・ 有の場合の支援内容記載(利用者数 - 名)	□問題なし
	利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。(個人情報の管理、複数の選択肢の提供、自己決定・家族の合意等)	(利用者に配慮した支援、取組み(個人情報の管理、利用者・家族の意思確認・合意等)) ・ 利用者のプライバシーに配慮しながら支援している。個人情報の管理については家族や関係者の間で必要最小限の情報を留めるように配慮している。 ・ 利用者及び家族の思いを大切に合意形成しながら支援に当たることを基本とし、可能な限り同性介助を基本としている。また支援においては選択可能なものは、自己決定・意思確認できるよう支援している。	□問題なし
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か。	(虐待等に関する研修の受講状況) ・ 山形市虐待未然防止のための研修会 2/21(水) ・ こもれば虐待防止研修会 2/27(火) ・ まんさくの丘虐待防止、身体拘束適正化委員会研修 3/28(木)	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
6 入居/退去 状況について	報告/評価対象年度中において、退去理由の確認及び入居時に適切な判定(流れ)が行われているか。	(入居者数)(10) 名 (退去者数及び事由) ・退去者数:(-) 名 ・退去者数:令和6年度0名 ・主な退去事由:	☐ 問題なし
7 他の日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	(日中をGH内で過ごす利用者に対する支援・サービスの提供内容) ・食事、健康管理、入浴、排泄、整容等、基本的な生活支援。 ・利用者の状況に合わせ、創作活動や体操及び軽運動、音楽鑑賞やDVD鑑賞、入浴及び整容の支援等。気候や気温を考慮しながら、近隣の散歩や日光浴等。	☐ 問題なし
	他の日中活動サービスの利用を妨げていないか。	(他の日中活動の利用状況) 他の日中活動サービスを利用 全利用者(10) 名中(9) 名 (主な他の日中活動サービス種別・利用先) ・生活介護事業所 恵光園 ・就労継続B型 じゃんぷ	☐ 問題なし
8 利用者の健康管理	日々の利用者の健康管理をしっかりと行っているか。	(具体的な健康管理の方法等について) ・毎日、全員の健康状態の確認、体温の測定、必要な利用者の血圧測定、服薬管理、受診同行を実施。	☐ 問題なし
9 他事業所との連携	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか。	(具体的な連携状況の事例について) ・日中活動先の事業所とは日常的にGHでの生活の様子や日中活動の様子、心身の健康状態、服薬状況等の情報を共有し、相互に適切な支援が出来るように連携している。また、相談支援事業所との間でも利用者および家族等の状況について定期的、あるいは必要に応じて情報交換を行なっている。	☐ 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
10 その他	事業所で抱えている課題に対して、改善しようとしているか。	(事業所における課題・助言を求めたいこと及び対応状況) ・入居者の多くが感染症等について認識することが難しく、居室で過ごしてもらい、隔離、ゾーニングが出来ず、徹底した拡大防止対策をとることが困難。	☐ 問題なし
11 (2回目以降) 協議会の評価を受けてからの取り組み	これまでの評価を踏まえた取り組み等について記入。 ※事業所自由記載	・当グループホームは定員(10名)を満たしており、空床を利用した体験的利用等の受け入れは出来ないが、併設する短期入所の契約者および実際の利用者数は順調に増加しており、外泊の経験が乏しいケースや長時間の利用が困難なケースに対しても、家族、相談支援事業所、日中活動事業所等と連携し、利用しやすいように調整を図り、多くの人の宿泊体験に繋げることもこの事業の目的として取り組んでいる。	

【報告・評価対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日】

【報告・評価日 令和7年7月25日】

事業所名：RASIEL 南館（ラシエル南館）

報告・評価シート（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

項目	【事業所記入欄】										
施設概要	事業者名		RASIEL 南館		人員配置	日中					
	指定日		令和5年4月1日			世話人		生活支援員			
	所在地		山形市大字南館 246 番地 1			7 人		4 人			
	定員数（共同生活援助）		20 人			（常勤換算後）		（常勤換算後）			
	定員数（短期入所）		1 人			5. 1 人		3. 8 人			
	共同生活住居数		1 戸			看護職員の配置		☐ 有 ☒ 無 人			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			夜間					
	住居名：RASIEL 南館 1 階		10 名			世話人（夜間）		世話人（夜間）			
	住居名：RASIEL 南館 2 階		10 名			7 人		7 人			
	住居名：		名			（常勤換算後）		（常勤換算後）			
	住居名：		名			5. 1 人		5. 1 人			
	住居名：		名			看護職員の配置		☐ 有 ☒ 無 人			
	事業所の特色・独自の取組		20 名定員日中サービス支援型グループホームに 1 床の短期入所事業所を併設し事業を実施。								
	利用者状況 (令和7年3月31日現在)	障がい支援区分		人数		内訳	主な障がい種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
		非該当		0 人			身体	総 数：		3 人	
区分 1		0 人		主に日中 GH で過ごす人数：				2 人			
区分 2		0 人		知的	総 数：		6 人				
区分 3		11 人			主に日中 GH で過ごす人数：		4 人				
区分 4		5 人		精神	総 数：		10 人				
区分 5		1 人			主に日中 GH で過ごす人数：		7 人				
区分 6		3 人		難病等	総 数：		1 人				
合計		20 人			主に日中 GH で過ごす人数：		1 人				
年齢構成		・ 60 歳以上 2 人 ・ 50 歳代 8 人 ・ 40 歳代 4 人 ・ 39 歳以下 6 人									

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
1 地域に関わ れた運営	利用者に対する指定計画 相談支援の提供は別法人 が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の提供状況) 全利用者 (20) 名中 別法人 (20) 名、セルフプラン (0) 名	☐ 問題なし
	実習生やボランティアを 受入れているか。	(受入人数) 実習生 () 名、ボランティア () 名 (受入事例) ・受け入れなし	☐ 問題なし
	地域住民との交流の機会 が確保されているか。	(利用者と地域の交流を広げるための取り組み事例) ・周辺のごみ拾い	☐ 問題なし
2 常時の支援 体制の確保	日中・土日を含めた常時 の支援体制が確保されて いるか。	(日中・土日を含めた職員の配置状況等) ・平日同様の人員配置を敷いている	☐ 問題なし
	災害時における、利用者 への安全対策(マニュアル 作成等)を講じている か。	(安全対策(マニュアル)や避難訓練の実施等の事例) ・年に2回、避難訓練を実施している。 ・BCPを策定し、各種マニュアルを整備している	☐ 問題なし
	体調急変等への支援体制 が確保されているか。迅 速に対応したか。	(緊急時の対応方法(利用者の急な体調変化等)事例) ・管理者が看護師であるため、オンコールで対応する ・訪問看護ステーションと医療連携体制を構築している (訪問看護は建物内に常駐)	☐ 問題なし
	利用者の嗜好を考慮した 献立を基本とし、それぞ れの心身の状況に応じた 食事提供・支援している か。	(利用者の嗜好や心身状況等を考慮した食事提供) ・管理栄養士による献立の内容を提供するが、食事量は個々人の特 性に合わせて調整を行う。刻み食が必要な方にあつては、調理後 に刻み処理を行った上で提供している。	☐ 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
3 短期入所の 併設	地域で生活する障がい者を積極的に受け入れているか。	(通常受入人数) 実人数 (15) 名 延人数 (100) 名	☐ 問題なし
	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(緊急受入人数) 実人数 (1) 名 延人数 (52) 名	☐ 問題なし
4 支援の実 施・質の確 保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(利用者の外出や余暇活動等の事例、支援体制) ・利用者様希望時、外出同行及び支援を行う ・日常においてもレクを考案し参加を促している	☐ 問題なし
	支援の質の確保に努めているか。(研修等)	(職員が参加した研修名等) ・初任者研修・実務者研修 ・相談支援初任者研修 ・サービス管理責任者基礎研修 ・強度行動障がい者基礎研修	☐ 問題なし
	グループホームの入居を見据えた体験的利用を行っているか。	(事業所体験利用の実施状況) ☐ 有 ☒ 無 (事業所体験利用人数) (0) 名 (事業所体験利用から本入居に繋がった人数) (0) 名	☐ 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	利用者・家族からの意見・希望に対して、改善しようとしているか。	(利用者・家族からの意見・希望及び対応状況) ・意見やご希望があれば都度対応している。 (ありがたいことに、大きな要望や苦情等は現状はなし)	□問題なし
5 利用者の権利擁護等への配慮について	利用者の金銭管理については、本人同意の上、帳簿等により適切に管理されているか。また、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているか。	(金銭管理の支援方法) ・小遣いは各1～2万円程度、使用の都度出納帳に記入する。 ・毎日スタッフが金銭管理表をつけ、残金の確認を行う。 (成年後見制度の利用支援及び利用者数) ・利用支援事例等(☑有 □無) ・有の場合の支援内容記載(利用者数 2 名) ・契約書及び重要事項説明書の内容確認 ・高度な医療を受ける際の意思決定支援	□問題なし
	利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。(個人情報の管理、複数の選択肢の提供、自己決定・家族の合意等)	利用者に配慮した支援、取組み(個人情報の管理、利用者・家族の意思確認・合意等) ・個人情報同意書をいただき、使用目的等の説明を行う。 ・支援については、入居前より関係者全員、本人も含めカンファレンスにて、よりよい方法を提案する。	□問題なし
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か。	(虐待等に関する研修の受講状況) ・社内における虐待防止委員会への参画を行う。 ・年間研修にて虐待防止の項目を取り入れている。	□問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
6 入居/退去 状況について	報告/評価対象年度中において、退去理由の確認及び入居時に適切な判定(流れ)が行われているか。	(入居者数)(20) 名 (退去者数及び事由) ・退去者数: 令和6年度2名 ・主な退去事由: 暴力行為、迷惑行為があり入院したため。 興奮症状が改善せず入院したため。	☐ 問題なし
7 他の日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	(日中をGH内で過ごす利用者に対する支援・サービスの提供内容) ・午前は主に日常生活に関する支援(洗面、歯磨き等の介助、食事の介助、掃除・洗濯等と一緒にを行う、入浴の介助) ・午後は外出支援、その他受診同行、買い物代行等。レクの提案。	☐ 問題なし
	他の日中活動サービスの利用を妨げていないか。	(他の日中活動の利用状況) 他の日中活動サービスを利用 全利用者(20) 名中(6) 名 (主な他の日中活動サービス種別・利用先) ・わーくぽけっと、若宮デイサービス、フィオーレ山形、チョコあかねヶ丘、ビバウェーブ	☐ 問題なし
8 利用者の健康管理	日々の利用者の健康管理をしっかりと行っているか。	(具体的な健康管理の方法等について) ・持病のある方→毎日バイタル測定を行う。 ・その他の方→月・水・金でバイタル測定を行う。 ・体調不良時→受診同行、訪問看護との連携を行う。	☐ 問題なし
9 他事業所との連携	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか。	(具体的な連携状況の事例について) ・利用者様の担当の相談支援事業所とは、何かあればその都度連絡、相談のやり取りを行っている。 ・訪問看護和楽様、さくら町病院、上山病院、若宮病院との連携。	☐ 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入】 助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
10 その他	事業所で抱えている課題 に対して、改善しよう としているか。	(事業所における課題・助言を求めたいこと及び対応状況) ・今後、地域生活支援拠点としての機能を受託していきたいと考 える。	☐ 問題なし
11 (2回目以 降) 協議会 の評価を受 けてからの 取り組み	これまでの評価を踏まえ た取り組み等について記 入。 ※事業所自由記載	前回の評価経て、【短期入所を実施している事の周知】を課題とした。 その後今一度、短期入所についての情報を、障がい福祉関係の事業所様にご説明・ご案内させて頂いた。 その結果、今年度は、(風邪の流行による受け入れ停止期間は何度かあったものの) 前年度より、短期利用の 方々が増となった。	

山形市基幹相談支援センターについて

1 基幹相談支援センターの設置

国において障がいのある方への相談支援機能の強化を図ることを目的に総合支援法の改正が行われたことから、本市においても相談支援体制の更なる充実のため、令和7年度より基幹相談支援センターを設置した。

2 基幹相談支援センターの役割（総合的支援法77条の2第1項）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事務及び業務を総合的にを行うことを目的とする施設

- ① 障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業
- ② 他法において市町村が行うとされる障がい者等への相談支援の業務
- ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ④ （自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」業務

3 山形市基幹相談支援センター（元山形市相談支援センター）

- ・ ゆあーず （山形市宮町一丁目3番36号）
- ・ 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター（山形市城西町二丁目2番2号）
- ・ 地域活動支援センター おーる （山形市城南町二丁目4番25号）
- ・ 指定相談支援事業所 まんさく （山形市蔵王半郷1366番2号）
- ・ 山形コロニー相談支援センター （山形市桜田南1番19号）
- ・ 向陽園地域生活支援センター 心音 （山形市江俣一丁目9番26号）

4 山形市基幹相談支援センターの業務内容

（1）障がい者等相談支援事業に関する業務

業務名	業務内容	該当する役割
障がい者等相談支援事業	障がい者等に対する総合的な相談業務	①、②
包括的相談支援事業	障がい者の属性や年代に関わらず、関係機関との協働による相談業務等	①、②
山形市自立支援協議会支援業務	当該協議会の運営業務	①、②

（2）相談支援機能強化事業業務

業務内容	該当する役割	業務内容	該当する役割
専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応	③	障がい福祉分野以外の分野の相談機関との連携体制を強化する取組	③
相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等	③	相談支援事業実施計画の作成	③
相談支援事業者の職員に対する研修等の啓発、企画	③	個別事例の検討及び検討を通じた市のサービス基盤の開発及び改善	④
自立支援協議会における障がい福祉分野以外との協議体制の構築	④		

（３）その他の業務

具体的な業務内容：障がい福祉サービスの利用調整、災害時支援業務、権利擁護に関する業務等

地域課題について

1 地域課題に対する対応状況について

山形市障がい者自立支援協議会定例協議会にて協議された地域課題について、現在の対応等を報告する。

2 地域課題の詳細及び対応状況等について

地域課題①	
地域課題詳細	山形市内の就労継続支援B型事業所の一人あたりの工賃の平均月額が全国と比較して低い水準にある。
対応状況	山形市内の就労継続支援B型事業所の一人あたりの工賃の平均月額が全国と比較して低い水準であることは、障がいのある方の自立した生活を送るための大きな課題であると捉えている。 山形市ではこれまで、B型事業所の生産活動内容を紹介するパンフレットを作成し周知を行い、また、障がい者就労施設等からの優先調達の推進などに取り組んでいる。 そうした中、令和7年3月に策定した山形市発展計画2030において、障がい者の工賃向上に向けた取組を主要事業として掲げており、具体的には、障がい特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、障がいのある方の生産能力の向上を図るとともに、関係機関等との連携や更なる優先調達の推進など、ハード・ソフト両面の施策を展開していく。 工賃向上に向けては、各事業所とも目指す方向性を一つにする必要であり、現在、山形市自立支援協議会において、生産性の向上や新たな販路拡大等の具体的な取組や支援体制を検討している。

地域課題②	
地域課題の詳細	令和6年度時点では個別避難計画作成は進んでおらず、促進に向けたどのような取組がされているのか。
対応状況	個別避難計画の作成については、令和7年度より福祉推進部地域共生社会課に事務移管された。 ・個別避難作成事業を検討。 令和7年中に担当事業所と業務委託契約を締結し、事業開始予定。 ・個別避難計画作成の優先度が高い医療的ケア（児）者を支援している事業所等を対象とした作成事業の説明会を令和7年7月1日に実施。

地域課題③	
地域課題の詳細	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を利用する際、計画相談支援の利用のために相談支援事業所と契約することになるが、相談支援事業所が混み合っており、新規契約が難しい状況にある。
対応状況	・相談支援事業所によらない障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の利用である「セルフプラン」を令和6年12月から導入 ・相談支援事業所の負担軽減を図り、R7.6より空き状況の見える化を開始（情報セキュリティの面から事業所のみ公開） ・他分野から障がい福祉分野への参入を検討。 特に介護保険分野からの参入に焦点を当て、居宅介護支援事業所に向けて障がい福祉分野の現状を踏まえた説明を R7.7.22 総合相談部会（居宅介護支援事業所から構成される組織）幹事会及び R7.8.18 総合支援部会本会で行った。

地域課題④	
地域課題の詳細	災害時などの非常時の支え合いは重要なことであることはもちろん、平常時の地域との関係づくりもとても重要である。 第5次山形市障がい者基本計画策定時に行ったアンケート調査では障がい者の方が地域での活動に参加できていないという回答もあり、平常時の地域との関係づくりが求められている。
対応状況	平常時の地域との関係づくりについては行政施策だけではなく、ボランティア活動の促進による助け合い、支え合いが重要であり、ボランティア養成講座などの実施により、市民ボランティアの人員や活動内容が充実するように努めていく。 また、今年度から地域の支援者（自治推進委員や民生委員等）を対象に出前講座を実施しており、当該講座を通して、障がいのある方と地域の繋がりのきっかけづくりについて、引き続き協力を求めていく。

令和 7 年度事業計画について

○定例協議会

回数	実施日	内 容
第 1 回	R7. 8. 21	・ 山形市障がい者自立支援協議会について ・ 令和 6 年度活動実績について ・ 山形市の障がい福祉について ・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の中間報告 ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ 基幹相談センターの設置について ・ 地域課題について ・ 令和 7 年度事業計画について
第 2 回	R8 予定	・ 令和 7 年度事業実績報告（途中経過）

○専門部会

部会名	実施(予定)日等	内 容
相談支援	R7. 4 月～	相談支援部会
	R7. 4 月～	グループスーパービジョン（GSV）月 6 回
	適宜	山形市の相談支援体制の強化の検討
就労支援	R7. 5 月～	・ 就労継続支援 B 型事業所の工賃向上の取り組み ・ 就労継続支援 B 型事業所から幹事事業所を選出し、主体的な取り組みとなるように、仕組みを検討していく。 ・ 工賃向上に向けた情報共有・意見交換の場を継続
	R7. 8 月～	就労選択支援の制度についての理解とサービス利用に向けたワーキングチームによる検討
	R8. 2～3 月	障がい者の一般就労の促進を目的とした取り組み、一般企業を対象に福祉的就労や就労支援の内容、関係機関の役割や連携について周知の機会を設ける。
保健医療	R7. 6 月、11 月	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けたワーキングチームによる検討会、研修会等
	R7. 8 月、11 月	医療機関・相談支援事業所の相互理解のための研修等の開催に向けた幹事会、研修会の開催

生活支援	R7. 11 月	GH 事業所の事業所連絡会（ケース検討の仕方【インシデントプロセス法】を学ぶ）
	R7. 10/14	居宅介護事業所の事業所連絡会（精神科訪問看護との連携）
	R7. 2 月	居宅介護事業所の事業所連絡会（テーマ未定）
	R7. 10 月	生活介護事業所の事業所連絡会（テーマ未定）
こども	R7. 5 月～	児発・放デイ事業所の会開催。事業所の幹事事業所を輪番制とし運営。年 3 回（5・9・12 月）開催。
	R7. 9 月 12、18 日	幼稚園、保育所、学校と情報共有の場の開催（2 回）
	R8. 2 月	山形市医療的ケア児支援連絡会
安心生活	R7. 8 月	福祉避難所の拡充に向けた就労系事業所の情報交換会
	R7. 11 月	居住支援法人との意見交換会

○事務局会議

回数	実施予定日等	内 容
12 回	毎月 1 回	・ 月々の相談支援事業の報告 ・ 専門部会の経過報告 ・ 定例協議会に諮るべき事項の提案 ・ 基幹相談支援センターに関する協議 ・ 今後の相談支援体制の在り方の検討 ・ 障がい福祉サービス事業所ガイドの作成 ・ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討 ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた協議等